

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

納内中央 同
花月第1 同
幌里西 同 (区画整理、暗きょ排水)
共和中央 同 (区画整理、農業用排水施設、農業用道路、客土、暗きょ排水) 北海道後志支庁

目次

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	35
○河川区域の変更等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	35
○河川区域の指定の一部改正..... (河川課)	36
○河川予定地の指定の一部改正..... (河川課)	36
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定..... (出納局総務課)	36

告 示

北海道告示第344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年5月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
協栄	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水、客土)	北海道空知支庁
日の出	同	同
小藤9区	同	同
追分	同	同
納内南	同 (区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水)	同

北海道告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道路				
2 路線名	知床公園線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別402番2地先から	前	27.00mから 62.50mまで	380.00m		
斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別444番1地先まで	後	27.00mから 145.44mまで	380.00m		

北海道告示第346号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 河川の名	称	一級河川後志利別川水系冷水川 一級河川後志利別川水系下の沢川
2 廃川敷地等が生じた年月日		平成20年5月20日
3 廃川敷地等の位置		冷水川左岸 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽88番6地先、88番6地先から88番1地先まで、89番1地先から89番2地先まで、89番2地先から89番4地先まで、614番3地先から617番2地先まで、617番2地先、

626番1地先から630番地先まで、634番2地先、634番2地先から634番14地先まで、631番1地先から635番15地先まで
右岸 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽72番7地先から72番1地先まで、73番1地先から73番5地先まで、83番2地先から83番3地先まで、608番1地先から611番3地先まで

下の沢川 左岸 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽64番13地先から64番15地先まで、65番13地先から65番11地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地：冷水川 8,609.58㎡、下の沢川 4,465.37㎡(合計13,074.95㎡)

北海道告示第347号

昭和56年北海道告示第649号(河川区域の指定)の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川冷水川の項図面の欄中「第1号図及び第2号図」を「第1号図、第1号図の2及び第2号図の2」に改め、同表一級河川下の沢川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2」に改める。

北海道告示第348号

昭和56年北海道告示第650号(河川予定地の指定)の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川冷水川の項図面の欄中「第1号図及び第2号図」を「第1号図、第1号図の2及び第2号図の2」に改め、同表一級河川下の沢川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の2」に改める。

北海道告示第349号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項北星信用金庫の事項中「同
士別北支店 音威子府支店」
に改める。

「同
士別北支店」を
同